

県本部各部課長 殿  
県下各警察署長

原 議 永 年 保 存					
共	00	00	10	31	5年

宮本監第1239号  
令和元年11月7日  
宮城県警察本部長

宮城県警察表彰規程運用要領の改正について（通達）

宮城県警察表彰規程（平成7年宮城県警察本部訓令第11号）及び顕彰の運用については、「宮城県警察表彰規程運用要領の一部改正について（通達）」（平成28年3月8日付け宮本監第366号）、「県警大賞顕彰要綱の改正について（通達）」（平成29年3月29日付け宮本監第475号）、「地域警察大賞顕彰要綱の改正について（通達）」（平成29年3月29日付け宮本監第476号）及び「県警新人賞顕彰要綱の改正について（通達）」（平成29年3月29日付け宮本監第477号）（以下これらを「旧通達」という。）に基づき実施してきたところであるが、この度、別添のとおり宮城県警察表彰規程運用要領を改正したので、運用上遺漏のないようにされたい。

なお、この通達の施行に伴い、旧通達は廃止する。

記

1 改正の要点

- (1) 県警大賞を始めとする年間功労表彰制度を整理し、事件検挙等と異なり、業績が数字に表れにくいなどの理由で表彰の機会が少ない業務（以下「対象業務」という。）に従事する職員を表彰する制度である「年間業務精励職員表彰」を新設した。
- (2) 特定の業務に限定されていた累積功労表彰制度を見直し、対象業務に従事する職員全般を表彰する制度である「累積業務精励職員表彰」を新設した。
- (3) 優秀職員表彰及び優良職員表彰の基準を見直し、年齢の要件を撤廃し、勤続年数の要件を引き下げた。
- (4) 表彰審査委員会の審査事項を「委員長が委員会に付議する必要があると認めた表彰事案」に改めた。
- (5) 文言を整理した。

2 施行期日

令和元年11月7日

## 別添

### 宮城県警察表彰規程運用要領

#### 第1 趣旨

この要領は、宮城県警察表彰規程（平成7年宮城県警察本部訓令第11号。以下「表彰規程」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第2 表彰規程の目的（第1章関係）

表彰は、功を賞し労をねぎらうものであり、かつ、榮譽が伴うものであるため、その実施に当たっては、組織内の士気を鼓舞し、能率の増進が図られるよう十分配慮しなければならない。

#### 第3 表彰（第2章関係）

##### 1 本部長表彰の種類（第2条関係）

表彰規程第2条の警察職員及び部署とは、それぞれ次のとおりである。

###### (1) 警察職員

宮城県警察本部長（以下「本部長」という。）が任命する宮城県警察の職員をいう。

###### (2) 部署

警察本部の部（組織犯罪対策局及び仙台市警察部を含む。）、各所属、宮城県警察組織規則（昭和37年宮城県公安委員会規則第2号）第3条第4項に規定する課等に置かれた組織、捜査本部その他特定の業務を遂行するために設置された組織をいう。

##### 2 本部長表彰の区分（第3条関係）

(1) 定例表彰の表彰の分類、種類、要件等は、定例表彰（別表第1）のとおりとする。

(2) 随時表彰の表彰の分類、種類及び要件は、次のとおりとする。

###### ア 退職者表彰

退職者表彰（別表第2）のとおりとする。

###### イ 警察安全相談等業務、研修成績、犯罪の検挙、各種警備等に関する表彰

警察安全相談等業務、研修成績、犯罪の検挙、各種警備等に関する表彰（別表第3）のとおりとする。

###### ウ 即賞

即賞（別表第4）のとおりとする。

なお、即賞を授与した場合でも、その功労が表彰規程第2条に規定する賞詞又は榮譽に該当するときには、別に授与する。

(3) 定例表彰及び随時表彰における期間算定の基準は、期間算定の基準（別表第5）のとおりとする。

(4) 他都道府県警察の職員又は部署による本県警察への功労に対しては、感謝状を授与するものとする。

##### 3 併賞（第5条関係）

部署に対する表彰と併せて警察職員に対する表彰を行う場合は、当該表彰に係

る事件の端緒を入手し、又は中心的な役割を果たすなど、特段の功労があった警察職員に限定して授与するものとする。

#### 第4 感謝状（第3章関係）

##### 1 本部長感謝状（第8条関係）

表彰規程第8条の規定により部外者に対して定例的に行う感謝状は定例の感謝状（別表第6）のとおりとし、随時に行う感謝状は随時の感謝状（別表第7）のとおりとする。

##### 2 所属長感謝状（第11条関係）

所属長は、警察に協力し、又は警察業務の運営に寄与するなどの功労があった部外者等に対し、事案の軽重、協力の程度等を考慮して感謝状を贈ることができ、既に本部長感謝状又は部長等感謝状が贈られているときであっても、併賞することができる。ただし、警察本部の所属長にあつては、特に併賞する必要がある場合に限り、感謝状を贈るものとする。

#### 第5 副賞（第4章関係）

表彰規程第13条の賞金又は副賞は、本部長表彰の賞金及び副賞（別表第8）のとおりとする。ただし、特別の必要がある場合は、これを5倍を上限として増額することができる。

なお、部長等及び所属長が行う賞又は感謝状の賞金又は副賞にあつては、本部長表彰の賞金又は副賞に準じるものとする。

#### 第6 表彰の具申手続等（第5章関係）

1 本部長表彰等の具申に当たっては、真に具申に係る本部長表彰等の贈呈又は授与に相当するかに関し、功労又は業績（以下「功労等」という。）の内容はもとより、表彰の対象となる業務自体の性質、精神的・肉体的苦労度並びに表彰の対象となる業務の実施結果及びその効果のほか、贈呈又は授与した際に予想される反響等も踏まえ、多角的に具申の妥当性を検討するものとし、次の点にも配慮するものとする。

(1) 部署の具申に当たっては、原則として、部署の機能を発揮し、所属警察職員の多くが従事した業務に関するものについて行うこと。

(2) 警察職員の具申に当たっては、勤務成績、健康状態等の面からも具申の妥当性を検討すること。

2 本部長表彰等の具申は、表彰具申・審査書（別記様式第1号）によるものとする。ただし、警務部監察課長（以下「監察課長」という。）が特に指定した場合は、この限りでない。

3 本部長表彰等の具申は、当該本部長表彰等に係る事案を主管する所属の警視若しくは警部の階級にある警察官又は同相当職にある一般職員が監察課長に関係書類を提出し、説明することにより行うものとする。

4 本部長表彰等の具申に関する事務処理においては、次の点に配慮するものとする。

(1) 具申は、必要な事項を簡潔にまとめて、時機を失しないように速やかに行うこと。

- (2) 具申に当たっては、可能な限り具申関係書類の作成の省力化に努めること。
- (3) 具申関係書類の作成に当たっては、必要事項が正しく網羅されているかの確認に加え、功労等及び推薦順位が明確になっているかなども確認すること。

## 第7 宮城県警察表彰審査委員会の設置（第6章関係）

宮城県警察表彰審査委員会（以下「委員会」という。）は、委員長が委員会に付議する必要があると認めた表彰事案について審議するものとする。

なお、監察課長は、委員会を開催した都度、表彰審査委員会議事録（別記様式第2号）により議事録を作成しておくものとする。

## 第8 雑則（第9章関係）

### 1 書状等の様式（第20条関係）

書状等の様式は、原則として毛筆による縦書きとするが、パソコン等による縦書きも可とする。また、部長等賞及び所属長賞については、例外的にパソコン等で作成したA4判の横書きも可とする。

### 2 表彰決定の通知（第21条関係）

監察課長は、表彰が決定したときは、通知書（別記様式第3号）により速やかに具申した所属長に通知するものとする。

なお、文書に代えて電話により通知することができる。

### 3 部外からの表彰受賞報告（第22条関係）

所属長は、所属又は所属職員が部外者等から表彰等を受けたときは、部外からの受賞報告書（別記様式第4号）により監察課長を経て報告するものとする。

### 4 表彰の特例（第23条関係）

表彰規程第23条の規定は、別に定めるところにより実施される表彰の根拠を示すとともに、次により運用するものとする。

- (1) 地域安全活動、交通安全活動、少年非行防止活動等に対する本部長又は部長等と外郭団体の会長等による連名表彰に当たっては、当該外郭団体が定める表彰基準により実施するものとする。

なお、本部長と外郭団体の会長等による連名表彰を行うに当たっては、本部長の単独表彰との関連があるので、事前に監察課長と調整を行うものとする。

- (2) 各種術科大会、競技会、開発改善及び広報紙コンクールに関する表彰、交通死亡事故抑止市（区）町村の顕彰等に当たっては、別に定めるところにより実施するものとする。

別表第1

定 例 表 彰

1 個人表彰

表彰の 分 類	表彰 の種 類	表 彰 の 要 件	対 象	表彰の 時 期
優秀職員表彰	賞詞	<p>次のいずれにも該当する者</p> <p>1 人格識見ともに優れ、勤務成績が特に優秀であり、他の模範と認められる者</p> <p>2 20年以上引き続き在職（他機関への出向期間又は他機関で勤務し、本県警察に採用された者は、他機関での勤続期間を含む。以下同じ。）している警部（相当職を含む。）以下の者</p> <p>3 過去に優良職員表彰を受け、3年以上経過している者</p> <p>4 過去にこの表彰を受けていない者</p>	現員の 1%程 度の数	毎 年 7 月
優良職員表彰	賞誉	<p>次のいずれにも該当する者</p> <p>1 職務に精励し、勤務成績が優良である者</p> <p>2 10年以上引き続き在職している警部補（相当職を含む。）以下の者</p> <p>3 過去5年以内にこの表彰を受けていない者</p>	現員の 3%程 度の数	毎 年 7 月
永年勤続者表 彰	賞詞	30年間又は20年間在職し功労があった者	該当数	毎 年 1 1 月

累積業務精励 職員表彰	賞誉	次の1及び2のいずれにも該当し、かつ、 3又は4のいずれかに該当する者 1 警部補（相当職を含む。）以下の者 2 過去3年以内に本部長表彰（永年勤続者 表彰を除く。）を受けていない者 3 対象業務（事件検挙等と異なり、業績が 数字に表れにくいなどの理由で表彰の機会 が少ない業務をいう。以下同じ。）に3年 以上引き続き従事し、その間、職務に精励 した者 4 本務以外で特別の技能等に基づき指定さ れるなどした業務に3年以上引き続き従事 し、その間、当該指定に係る業務及び本務 に係る業務の双方で職務に精励した者	各部ご と相当 数	毎 年 8 月
特別出向者表 彰	賞詞 又は 賞誉	他機関等に出向又は派遣され、任務を全う した者で、表彰の必要が認められるもの	該当数	毎 年 3 月 帰任時
特別強化訓練 員表彰	賞誉	3年以上引き続き特別強化訓練員として指 定され、指定が解除される者で、その間の勤 務成績が良好であるもの	該当数	毎 年 5 月 解除時
管区機動隊員 等表彰	賞誉	3年以上引き続き管区機動隊員又は機動隊 員として勤務し除隊する者で、その間の勤務 成績が良好であるもの	該当数	毎 年 5 月 除隊時
年間業務精励 職員表彰	賞詞	次のいずれにも該当する者 1 警部補（相当職を含む。）以下の者で、 対象業務に従事し、年間を通じ特に業務に 精励したもの 2 過去3年以内に賞詞（永年勤続者表彰を 除く。）を受けていない者	各部ご と相当 数	毎 年 1 月

注1 現員とは、警察職員の総現員とする。

2 優秀職員表彰は、累積功労表彰（多年又は一定期間の功労に対する表彰をいう。以下同じ。）としては県警察の最上位の表彰である。したがって、その選考に当たっては、現在の業績に偏重することなく、過去における業績も加味して総合的に判断しなければならない。

3 優良職員表彰は、優秀職員表彰に次ぐ累積功労表彰である。

## 2 部署表彰

表彰の 分類	表彰 の種 類	表 彰 の 要 件		対 象	表彰の 時 期
年間総合業務 成績優秀・優 良警察署表彰	賞状 又は 賞誉	年間における総合 業務成績の優秀・優 良警察署	規模別の区分は、別 に定める。	規模別 の区分 に応じ 相当数	毎 年 1 月
年間部門別業 務成績優良警 察署表彰	賞誉	年間における部門 別業務成績の優良警 察署	部門別	相当数	

別表第2

退職者表彰

表彰の種類	表彰の要件
警察功績章	<p>次のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 30年以上在職した警視若しくは警部又はこれらに相当する職員で、その間勤務成績が優秀なもの</li> <li>2 30年以上在職した警部補以下の警察官又はこれらに相当する職員で、本部長の行う優秀職員表彰を受けたもの</li> <li>3 おおむね25年以上在職し死亡により退職した職員で、次のいずれかに該当するもの               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 警視若しくは警部又はこれらに相当する者</li> <li>(2) 本部長の行う優秀職員表彰を受けた者</li> </ol> </li> <li>4 その他功労が特に顕著であり、本部長が特に必要と認める者</li> </ol>
賞詞	<p>次のいずれかに該当する者で、その間の勤務成績が優良なもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 おおむね20年以上在職した職員で、退職したもの</li> <li>2 おおむね15年以上在職した職員で、死亡により退職したもの</li> <li>3 その他功労が顕著であり、本部長が特に必要と認める者</li> </ol>
賞誉	<p>次のいずれかに該当する者で、その間の勤務成績が優良なもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 おおむね10年以上在職した職員で、退職したもの</li> <li>2 おおむね5年以上在職した職員で、死亡により退職したもの</li> <li>3 その他功労が多大多であり、本部長が特に必要と認める者</li> </ol>

別表第3

警察安全相談等業務、研修成績、犯罪の検挙、各種警備等に関する表彰

表彰の分類	表彰の種類	表 彰 の 要 件
警察安全相談等業務	賞詞若しくは賞状又は賞誉	切実な相談・苦情に対して迅速かつ的確に対応し、警察の信頼を著しく高めた者又は部署
市民応接	賞詞若しくは賞状又は賞誉	積極的な奉仕行為又は適切な市民応接により、警察の信頼を著しく高めた者又は部署
留置管理業務	賞詞若しくは賞状又は賞誉	問題被留置者又は特別要注意者に対する適切な処遇により、留置施設の適正な管理運営を図った者又は部署
事務改善	賞詞若しくは賞状又は賞誉	警察運営上、画期的な発明、発見、開発・改善、調査研究等により、事務を刷新改善した者又は部署
犯罪被害者等支援	賞詞若しくは賞状又は賞誉	積極的かつ効果的な犯罪被害者等支援を推進し、警察の信頼を著しく高めた者又は部署
研修成績	賞詞	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警察大学校警部任用科、管区警察学校警部補任用科又は管区警察学校巡査部長任用科における研修成績が特に優秀であった者</li> <li>2 県警察学校初任科における研修成績が特に優秀であった者</li> <li>3 全国規模の研修、部外委託研修等における研修成績が特に優秀であった者</li> </ol>
	賞誉	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警察大学校警部任用科、管区警察学校警部補任用科又は管区警察学校巡査部長任用科における研修成績が優良であった者</li> <li>2 県警察学校初任補修科における研修成績が優秀であった者</li> <li>3 県警察学校一般職員初任科における研修成績が特に優秀であった者</li> <li>4 全国規模の研修、部外委託研修等における研修成績が優良であった者</li> </ol>

警察術科等 (通信競技会を含む。)	賞詞	全国大会の個人又は団体（監督を含む。以下この表において同じ。）の部における成績が特に優秀であった者
	賞誉	全国大会及び管区大会の個人又は団体の部における成績が優秀であった者
競技会等	賞詞	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 世界的規模の競技会における成績が特に優秀であった者</li> <li>2 国民体育大会等全国規模の競技会における成績が特に優秀であった者</li> <li>3 全国規模の意見発表会、コンクール等において、その作品等が特に優秀であった者</li> </ol>
	賞誉	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 世界的規模の競技会における成績が優秀であった者</li> <li>2 国民体育大会等全国規模の競技会における成績が優秀であった者</li> <li>3 全国規模及び管区規模の意見発表会、コンクール等において、その作品等が優秀であった者</li> </ol>
犯罪の検挙	賞詞若しくは賞状又は賞誉	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 身の危険を顧みず、又は負傷に屈せず、敢闘し、凶悪犯人を逮捕した者</li> <li>2 捜査が極めて困難な凶悪犯罪又は重要特異な犯罪を優れた捜査技術又は積極的な捜査により検挙した者又は部署</li> <li>3 被疑者の前歴、犯行形態等から連続又は広域的に発生するおそれのある犯罪を積極的かつ的確な捜査により検挙し、被害の拡大防止に寄与した者又は部署</li> </ol>
犯罪の予防、被害の拡大防止等	賞詞若しくは賞状又は賞誉	重要犯罪若しくは重大犯罪に発展するおそれのある事案等又はその他公共の安全及び秩序の維持について、積極的かつ効果的な施策を推進し、被害の拡大予防及び未然防止に寄与した者又は部署
行方不明者発見活動及び保護業務	賞詞若しくは賞状又は賞誉	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 行方不明者発見活動及び保護活動において、社会的反響の多大な事案を積極的かつ的確な事案解決により、重大事案等への発展を未然に防止した者又は部署</li> <li>2 前記1の業務において、関係機関・団体等との協力関係を構築し、保護業務上、著しく尽力したと認められる者又は部署</li> </ol>

人命救助	賞詞若しくは賞状又は賞誉	身の危険を顧みず、又は負傷しながら積極果敢な行動又は適切機敏な処置により、人命を救助した者又は部署
暴力団犯罪における保護対策	賞詞若しくは賞状又は賞誉	暴力団犯罪の被害者、暴力団排除活動関係者等の安全確保のため、適切な保護対策を実施して危険の未然防止を図り、著しく尽力したと認められる者又は部署
情報収集・協力体制の確立	賞詞若しくは賞状又は賞誉	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 積極的かつ旺盛な熱意をもって努力し、情報収集活動に優秀又は良好な成績を収めた者及び部署</li> <li>2 協力体制の確立のための管理者対策又は関係機関等との協定の締結、協議会又はネットワークの確立等、官民の連携強化を積極的かつ適切に推進した者又は部署</li> </ol>
警衛・警護	賞詞若しくは賞状又は賞誉	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 周到な注意力により暴漢を発見し、身の危険を顧みず、これを制圧逮捕し、又は重要な情報を入手して、犯罪を未然に防止した者又は部署</li> <li>2 厳しい警備環境の中、的確な情勢判断及び部隊の運用により事故を未然に防止して任務を全うした者又は部署</li> </ol>
雑踏警備等	賞状又は賞誉	雑踏警備又は社会的反響の大きい行事において、事前対策を徹底し、周到綿密な警備計画を策定し、効果的な部隊の配置・運用、交通規制及び関係機関等との連携により危険性の高い行事等を完遂した者又は部署
災害警備	賞詞若しくは賞状又は賞誉	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 身の危険を顧みず、積極果敢な行動及び適切な措置により、警戒、防護又は救護の任務を全うした者又は部署</li> <li>2 有効かつ適切な部隊活動により、警戒、防護又は救護の任務を全うした者又は部署</li> </ol>
治安警備	賞詞若しくは賞状又は賞誉	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 身の危険を顧みず、任務を遂行し、不法事案を鎮圧した者又は部署</li> <li>2 有効かつ適切な部隊活動により、不法事案を鎮圧・收拾した者又は部署</li> </ol>

<p>月間行事等 （当面の重要課題・施策等を含む。）</p>	<p>賞詞若しくは 賞状又は賞状</p>	<p>各種強化月間行事等又は当面の重要課題・施策（各種強化月間、警察官募集活動、地域安全活動、暴力団対策、交通指導取締り活動その他警察上の課題・施策）の効果的な推進を図り、顕著な業績を挙げた者又は部署</p>
------------------------------------	--------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第 4

即 賞

表 彰 の 要 件

次のいずれかに該当する者

- 1 重要事件及びこれらに準ずる事件等の被疑者を早期に検挙した者
  - (1) 殺人、人質誘拐、強盗、強姦等、放火等の凶悪事件
  - (2) 重要ひき逃げ事件
  - (3) 拳銃使用の暴力団対立抗争事件
  - (4) 覚醒剤、麻薬等の押収事件
  - (5) 拳銃等銃器の押収事件
  - (6) 被害多額の侵入窃盗事件
  - (7) 特定重要窃盗犯（ピッキング用具使用、組織的な自動車盗及び少年等によるひったくり）事件
  - (8) 暴走族等の交通違反
  - (9) 爆発物使用事件
  - (10) 重要防護対象、要人等に対する攻撃事件
  - (11) 警察庁又は管区警察局指定事件
- 2 積極的な職務質問により、前記 1 - (1) に準ずる事件等を検挙した者
- 3 重要事件等の指名手配被疑者を検挙した者
- 4 積極果敢な職務執行によって、重大な犯罪を未然に防止した者
- 5 重要情報を入手した者
- 6 警察安全相談等業務及び犯罪被害者等支援を推進し、警察の信頼を著しく高めた者
- 7 人命救助、善行等で住民に感謝された者
- 8 その他本部長が必要と認めた者

別表第5

期 間 算 定 の 基 準

- |                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 通算を認める期間</p> <p>(1) 中断のある場合は、その前後の在職期間</p> <p>(2) 次の官公署等の在職期間</p> <p>ア 宮城県警察及び他の都道府県警察</p> <p>イ 警察庁（管区警察局を含む。）</p> <p>ウ その他通算することを適当と認める官公署等</p> <p>(3) 非常勤、臨時雇用又は嘱託の期間</p> <p>2 通算を認めない期間</p> <p>休職又は停職の期間</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 別表第6

## 定例の感謝状

対象者	表彰の要件	対象	表彰の時期
警察協力者	<p>警察の協力者又は協力団体として、警察運営上顕著な功績を挙げていて、次のいずれかに該当する者（かつてこの表彰を受けた者であるときは、その日から5年以上経過した者）</p> <p>1 10年以上にわたり警察に協力している個人又は団体で、個人にあつては人格識見とも優れ、真に奉仕的活動に従事している者（単なる名誉的な役職を除く。）</p> <p>2 警察運営及び警察活動の万般に協力して多大な功労があると認められ、本部長が感謝することが適当であると認める者</p>	おおむね 20人 (団体)	毎年 7月
駐在所夫人	3年以上通算して駐在所勤務員と同居し、生活している者（かつてこの表彰を受けた者であるときは、その日から3年以上経過した者）	該当者	毎年 7月
情報通信部職員	<p>東北管区警察局宮城県情報通信部職員で次のいずれにも該当するもの</p> <p>1 勤続20年以上の者で本県警察運営及び警察活動の万般に協力して多大な功労があると認められるもの</p> <p>2 人格識見とも優れ、勤務成績が特に優秀で他の模範と認められる者</p> <p>3 過去にこの表彰を受けていない者</p>	相当人数	毎年 7月

別表第7

随時の感謝状

対象	表彰の要件
犯罪の検挙協力	<p>社会的反響の大きい犯罪について、自ら犯人を検挙し、又は凶器等を所持する犯人の逮捕に当たり、身の危険を顧みず、協力し、若しくは犯人の所在を通報するなど犯人逮捕に積極的に協力した者</p>
人命救助又は災害救助活動	<p>次のいずれかに該当する者</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 身の危険を顧みず、積極的かつ機敏な行動・措置により、自ら人命を救助し、又は人命救助行為に協力した者</li> <li>2 災害、事故等発生に際し、身の危険を顧みず、又は積極果敢な行動・措置により、警察活動に協力した者</li> </ol>
その他警察協力活動	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 警察の協力者又は協力団体で、警察運営又は警察活動に積極的に協力したもの</li> <li>2 警察が主催するコンクール等においてその作品が優秀と認められ、かつ、警察運営に寄与した者</li> <li>3 警察の協力者又は協力団体の役員が辞任（死亡を含む。）したときで、その協力又は従事した期間が10年以上の者</li> <li>4 東北管区警察局宮城県情報通信部で退職する者で勤続25年以上のもの</li> <li>5 警察OBの非常勤職員で10年以上勤務し、退職するもの</li> <li>6 その他本部長が必要と認める者</li> </ol>

## 別表第8

## 本部長表彰の賞金及び副賞

表彰の種類	対象	賞金又は副賞
賞詞	1件 1人	2,000円又は相当の品
賞状	1件 1部署	5,000円又は相当の品
賞誉	1件 1部署	3,000円又は相当の品
	1件 1人	1,000円又は相当の品
即賞	1件 1人	2,000円又は相当の品
感謝状	1件 1団体	5,000円又は相当の品
	1件 1人	3,000円又は相当の品

注 相当の品とは、額縁、楯、図書カード、メダル等賞金に相当する記念品とする。